

○御杖村乳幼児消耗品購入助成事業実施要綱

(令和 8 年 4 月 1 日告示第 35 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、乳幼児を養育する者の経済的負担の軽減を図るため、乳児用ミルク、紙おむつ及びおしりふきの購入費用の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- 2 乳児用ミルク 乳児の栄養補給を目的として販売されている粉ミルク及び液体ミルクをいう。
- 3 紙おむつ等 乳幼児が使用のおむつ及びおむつ関連用品をいい、乳幼児紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー及びおしりふきを含むものとする。
- 4 対象児 村内に住所を有する乳幼児で、第 4 条に定める対象期間にある者をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる者は、村内に住所を有し、対象児を養育している者であること。

(助成対象期間)

第 4 条 乳児用ミルクの助成対象期間は、対象児の出生の日から満 1 歳に達する日の属する月までとする。

- 2 紙おむつ等の助成対象期間は、対象児の出生の日から満 2 歳に達する日の属する月までとする。
- 3 対象児が助成対象期間中に村外へ転出した場合は、転出日の属する月までを助成対象とする。

(助成額)

第 5 条 助成額は、次のとおりとする。

- (1) 乳児用ミルク 月額 1,500 円を上限とする。
 - (2) 紙おむつ等 月額 2,000 円を上限とする。
- 2 前項の助成額は、対象児 1 人につき月ごとに算定するものとする。

(助成方法)

第 6 条 助成は、購入した物品の品目が確認できる領収書又はその他購入内容を確認できる書類の提出による償還払いとする。

(申請)

第 7 条 助成を受けようとする者は、乳幼児消耗品購入助成金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 購入日、品名及び金額が確認できる領収書等
 - (2) インターネット等により購入した場合は、購入日、購入品目及び金額が確認できる購入履歴又は領収書
- 2 申請は、当該年度に購入した対象物品について、当該年度の末日までに行うものとする。

(交付決定)

第8条 村長は、前条の申請内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、乳幼児消耗品購入助成金支給決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第9条 村長は、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(第7条関係)

様式第1号

乳幼児消耗品購入助成金交付申請書

[別紙参照]

(第8条関係)

様式第2号

乳幼児消耗品購入助成金支給決定(却下)通知書

[別紙参照]